

横浜市休日一時保育事業実施要綱

制 定 平成 28 年 3 月 31 日 こ保運 第 3633 号(局長決裁)

最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 こ保運 第 1684 号(局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、日曜・祝日等に、保護者等の就労、疾病、冠婚葬祭への出席等の理由により、保育を必要とする児童を保育するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づく特定教育・保育施設及び第 43 条第 1 項に基づく特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。ただし、特定教育・保育施設のうち幼稚園、特定地域型保育事業者のうち家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）で実施される休日一時保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 日曜等

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日のうち、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除いた日をいう。

(2) 年末

12 月 29 日、30 日及び 31 日をいう。

(3) 年始

1 月 1 日、2 日及び 3 日をいう。

(4) 区長

実施施設が所在する区の区長をいう。

(5) 福祉保健センター長

実施施設が所在する区の福祉保健センター長をいう。

(6) 利用者

事業を利用する児童の保護者等をいう。

(7) 事業実施者

保育所等を経営する者で、事業を実施するものをいう。

(個人情報の保護)

第 3 条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理すること。

2 事業実施者は、前項の個人情報を、事業の実施及び児童の福祉向上を図るためにのみ

使用し、その他の目的に使用してはならない。事業廃止後も同様とする。

（関係機関への照会及び情報提供）

第4条 事業実施者は、事業の実施及び児童の福祉向上を図るために必要な限りにおいて、当該児童が利用する他の保育所、認定こども園、幼稚園（給付対象のみ）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業に、事業実施日以外の日における保育状況等について照会し、又は当該児童が事業を利用した後、利用日の保育状況等について情報提供することができる。

2 当該児童が利用する他の保育所、認定こども園、幼稚園（給付対象のみ）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業は、事業実施者から当該児童の保育状況について照会を受けたときは、保育実施に必要な情報等を提供するものとする。特に、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱（以下「障害児等要綱」という。）に規定する児童である場合には、必ず横浜市休日一時保育事業児童・家庭状況調書（第1号様式）の利用確認書備考欄に必要な記載を行うこと。

3 利用者は、第18条から第21条に規定する手続きを行うことで、事業実施者が行う前項の照会及び情報提供について同意したものとみなす。

（関係書類の保存）

第5条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存すること。

（関係法令等）

第6条 本要綱に定めのない事項は、児童福祉法及び関係法令・通知等に定めるところによるものとする。

第2章 事業の実施

（実施主体）

第7条 この事業の実施主体は、事業実施者とする。

（事業内容）

第8条 事業内容は次のとおりとする。

- （1）横浜市一時保育事業実施要綱第4条第1項第1号から第3号のいずれかの要件により、日曜等、年末及び年始に保育を必要とする場合に、当該児童を保育する事業。
- （2）保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業及び横浜保育室を利用中の児童（横浜市休日保育実施要領に規定する休日保育の利用承諾決定した児童を除く）が、日曜等、年末及び年始に保育を必要とする場合に、当該児童を保育する事業。

2 事業実施者は、前項各号に掲げる事業の全てを実施するものとする。

(対象児童)

第9条 本事業の対象児童は、前条に該当する0歳から就学前(就学猶予中の場合を含む。)の児童とする。

2 前項の児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとする。

(実施施設の要件)

第10条 本事業を実施する保育所は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 社会福祉法人等が設置する、本市に所在する保育所等であること。

(2) 事業を担当する職員として、保育士が1人以上配置されていること。

(3) 職員について

ア 事業実施責任者

本事業を統括し管理する者として事業実施責任者を置き、事業に従事しない場合においても、常時連絡が取れる体制を確保すること。

イ 配置すべき職員

保育従事者を配置すること。

ウ 必要となる保育従事者

常に2人以上であること。ただし、保育所等においては受け入れ人数の状況により、次の基準を満たすこと。ただし小規模保育事業においては、職員配置は小規模保育事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の整備、運営等の基準に関する条例(平成26年条例第47号)に規定するとおりとする。

(ア) 乳児(0歳児)3人につき保育従事者1人

(イ) 1歳児4人につき保育従事者1人

(ウ) 2歳児5人につき保育従事者1人

(エ) 3歳児15人につき保育従事者1人

(オ) 4歳以上児24人につき保育従事者1人

エ 有資格職員の数

必要となる保育従事者の2分の1以上、かつ最低1人は保育士の資格を有していなくてはならない。

オ 保育士資格を持たない保育従事者

保育士資格を持たない保育従事者は、「子育て支援員研修」地域保育コース<地域型保育>又は<一時預かり事業>研修を修了した者であること。

(4) 保育時間

1日8時間以上開所することとする。ただし、この時間帯を含み、この時間帯の前又は後に延長して保育を実施することができる。

(5) 保育内容について

ア 保育内容

保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。また、健全な心身の

発達を促すため、健康状態、遊び、昼寝等につき、児童の個別的な状況に配慮した内容とすること。

イ 保護者との連携

保護者と確実に連絡が取り合える体制を整えること。保育内容について、理解協力を得られるようにすること。

ウ 食事

衛生面やアレルギー対応に十分注意して、適切に食事及びおやつ等を提供すること。

エ 健康診断等

職員に対しては年1回以上健康診断を行うこと。

オ 保健衛生

必要な医薬品等を常備すること。また、密接に医療機関との連携を図ること。

カ 防犯体制

不審者の侵入防止などの対策を整備すること。また、児童の送迎を行う者の確認を徹底すること。

（事業の実施日）

第11条 事業の実施日は、日曜等、年末及び年始とする。ただし、事業の利用予定者がいない日については実施を要しない。

（事業実施日の特例）

第12条 事業実施者は、日曜等、年末及び年始において事業を実施しない日を設ける場合は、事業を実施しない日を設ける月の2か月前まで、休日一時保育未実施日届（第6号様式）により、区長に届け出ること。ただし、4月及び5月に日曜等において事業を実施しない日を設ける場合は、事業を実施しない日がある月の前月5日までに、区長に届け出ること。

（事業の開始）

第13条 新たな事業実施者は、事業を開始しようとする月の前月10日までに、横浜市休日一時保育事業実施届（第7号様式）により、区長に届け出ること。

（事業実施内容の変更）

第14条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月10日までに、横浜市休日一時保育事業実施内容変更届（第8号様式）により、区長に届け出ること。

（事業の廃止）

第15条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合は、事業を廃止しようとする月の前月10日までに、横浜市休日一時保育事業廃止届（第9号様式）により、区長に届け出ること。

- 2 事業を廃止するにあたっては、市と十分な協議を行うこと。
- 3 事業を廃止するにあたっては、事前に利用者へ周知し、利用者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(こども青少年局長への通知)

第 16 条 区長は、第 13 条から第 15 条に規定する届け出を受理したときは、当該届け出の写しをこども青少年局長に提出することとする。

第 3 章 事業の利用

(児童・家庭の状況等の把握)

第 17 条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために、オリエンテーションを実施するなどにより、児童及び家庭の状況等の把握に努めること。

- 2 利用者は、初回利用の前又は初回利用申請時に、横浜市休日一時保育事業児童・家庭状況調書（第 1 号様式）を事業実施者に提出するとともに、実施施設が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、情報提供するよう努めるものとする。特に、障害児等要綱に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること。

(児童・家庭の状況等の変更)

第 18 条 利用者は、前条による児童・家庭の状況等について変更が生じた場合は、横浜市休日一時保育事業児童・家庭状況調書内容変更届（第 2 号様式）により、速やかに事業実施者に届け出ること。

(利用者の記録の整備)

第 19 条 事業実施者、福祉保健センター長及び市長は、対象児童について利用者の記録を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(利用申請)

第 20 条 利用者は、利用したい日時・理由等を緊急な場合を除いて、原則として利用を希望する日の 7 日前までに、事業実施者の定める方法により、申請するものとする。なお、年末年始保育については、事業実施者が定める日（利用希望日から最大 14 日前まで）までに申請するものとする。ただし、事業実施者は利用申請の締め切り日を過ぎた場合でも、受入が可能であれば、引き続き申請を受け付けること。

- 2 利用者は、利用申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに事業実施者に届け出ること。

(利用の可否の決定)

第 21 条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、利用の可否を決定する。

(利用不承認の特例)

第 22 条 事業実施者は、事業の利用を承認した利用者が、利用日 3 日前を過ぎてからの辞退、又は利用当日に登園しないなどの行為を繰り返し、他の利用者の利用を阻害していると認められる場合は、予め当該利用者に通告したうえで、利用を差し止めることができる。

2 前項の場合、当該利用者は、改めて第 18 条に規定する手続きを行った後でなければ、事業を利用することはできない。

(利用の可否の通知)

第 23 条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は利用者に通知するものとする。

2 利用不可の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、当該利用者にその旨を通知するものとする。

(費用負担)

第 24 条 利用者は、事業の利用にあたって、事業実施者の定める方法により、利用料（給食・おやつ代及び延長時間を設定している場合の延長利用料を含む。以下同じ）を、利用日以前、又は利用当日に、事業実施者に支払う。なお、利用料を算定する際の利用時間は30分単位で算定する。また、利用時間で発生する30分未満の端数においては、切り上げて算定し、10円未満の利用料については切り上げて算定する。

2 利用料等は、別表第 2 に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

3 事業実施者は、利用料以外の費用の徴収については、保育の実施に必要不可欠なものに限り、実費の範囲内で利用者に負担を求めることができる。この場合、必要な費用の内容、金額等を予め明示した上で、利用者の理解を得るよう努めること。

4 事業の利用を辞退しようとする保護者は、事前に事業実施者に申請するものとする。利用申込をした利用者が、事業実施者が定めた期日までに辞退の申請をすることなく利用しなかった場合には、事業実施者はあらかじめ利用者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料等（給食・おやつ代、延長時間を設定している場合には延長利用料を含む。）の額を上限として、利用者からキャンセル料を徴収することができる。

(費用負担の減免)

第 25 条 事業実施者は、次の各号いずれかに該当する利用の場合、前条第 1 項に規定する利用料等（ただし、給食・おやつ代についてはこの条の規定に限り除外）について、全額を減免すること。ただし第 4 号については、実施時間における利用料総額の 3 分の 2 を減免とする。なお、減免額の 10 円未満の端数は切り捨てることとする。

(1) 保護者が横浜市民であって、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護

世帯に属する児童であること。

- (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、直近の市民税が非課税の世帯に属する児童であること。
- (3) 保護者が横浜市民であって、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による受給資格者認定を受けたものが監護する児童又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成 3 年 12 月 25 日条例第 55 号）による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けた児童であること。
- (4) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、地方税法の規定による市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満である世帯に属する児童であること。
- (5) 保護者が横浜市民であって、事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうちの 1 人での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。
- (6) 自然災害等により被災した世帯に属する児童であること。

2 前項の減免を受けようとする利用者は、前項各号に該当することを証する書面を利用日より前または利用日当日に事業実施者に提出すること。対象であることを証明する書類の例は別表第 1 のとおりとする。また、事業実施者は、当該書面の写しを横浜市休日一時保育事業利用状況報告書（第 3 号様式）に添付して市長に提出する。ただし、考慮すべき事情等で提出が利用日後になった場合については、市長が認めた場合のみ減免を適用する。ただし、利用日の属する年度に限ることとし、既に支払った利用料等は減免の対象とはならない。

3 第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める世帯については、前項に定める手続きにより、減免対象となった日から第 1 項に定める減免を適用する。なお、前項ただし書きの規定に関わらず、既に支払った利用料についても減免の対象とする。

（費用負担の特例）

第 26 条 利用者が利用日の 3 日前を過ぎて利用を辞退した場合、又は利用当日に登園しなかった場合に係る利用料について、事業実施者は、利用申請の内容に基づく利用料の全額又は一部を、利用者に請求することができる。

2 事業実施者は、当該利用に係る利用料を事前に受領している場合、その全額又は一部を、前項の請求に充てることができる。

第 4 章 助成金等

（助成金）

第 27 条 市長は、事業の実施に要する経費について、次の各号に掲げるとおり助成する。

（1）基本助成

事業実施に最低限必要となる経費として、事業を実施する日数及び開所時間に応じて、別表第 3 に掲げるとおり助成する。事業を実施する日数には、利用者がいなかった日を含めない。

(2) 利用児童加算助成

第 10 条第 3 号の規定による保育従事者の適正な配置を確保するため、毎月の延べ利用児童数の年齢別内訳及び開所時間に応じて、別表第 4 に掲げるとおり助成する。

(3) 費用負担減免分助成

第 25 条各号の規定による利用料等の減免があった場合、別表第 2 に掲げる額を上限とし実施施設が実際に減免した額を助成する。

(4) 障害児等受入加算助成

市長は、保育児童の処遇向上を図るため、障害児等要綱に規定する児童の利用があった場合、別表第 5 に掲げるとおり助成する。

(5) 多胎児受入加算助成

市長は事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児の利用があった場合、別表第 6 のとおり助成する。

2 前項第 2 号の助成は、別表第 2 に定めるガイドラインの上限額を超える利用料金を設定している事業実施者は助成対象外とする。

(利用状況の報告)

第 28 条 事業実施者は、事業の利用状況について、横浜市休日一時保育事業利用状況報告書（第 3 号様式）により、翌月 15 日までに市長に報告すること。

(助成金の状況報告)

第 29 条 事業実施者は、事業の利用状況等に基づく毎月の助成金額について、横浜市休日一時保育事業助成金状況報告書（第 4 号様式）を、翌月 15 日までに、市長に提出すること。なお、利用時間で発生する 30 分未満の端数においては、30 分に切り上げて報告するものとする。

(助成金の請求)

第 30 条 事業実施者は、事業実施に係る助成金について、横浜市休日一時保育事業助成金請求書（第 5 号様式）により、次の各号に定めるとおり市長に請求する。

(1) 上半期（4 月～9 月）終了後、上半期分について 10 月 15 日までに請求する。

(2) 当該年度終了後、下半期（10 月～3 月）分について 4 月 15 日までに請求する。

(差額の報告と請求)

第 31 条 基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合には、横浜市休日一時保育事業助成金差額内訳報告書（第 10 号様式）により、第 30 条に規定する請求が完了している助成金との差額について、市長に報告し、横浜市休日一時保育事業助成金差額（追加）請求書（第 11 号様式）により、市長に請求する。

(助成金の経理)

第 32 条 事業実施者は、本要綱に基づく助成金を受領したときは、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(助成金の返還等)

第 33 条 市長は、助成金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

2 助成金の交付を受けた者は、前項に規定する返還命令があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(障害児等受入加算助成の加算区分の申請)

第 34 条 事業実施者は、第 27 条第 1 項第 4 号に規定する児童の利用があった場合は、その児童が本市の保育所等を利用中でないときは、次の各号のとおりとする。

(1) 障害児等要綱第 3 条第 1 号ア、イまたはウに規定された児童及び障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の交付を受けている児童の加算区分については、別表第 7 の区分で適用できることとする。

(2) 障害児等要綱第 3 条第 1 号エまたは特段の事情がある場合は、横浜市休日一時保育事業障害児等受入加算適用申請書（第 12 号様式）に、障害児等要綱第 4 条第 1 項第 1 号に定める書類を添付し、福祉保健センター長に対し、障害児等受入加算助成の適用を申請する。

(3) 障害児等要綱第 3 条第 4 号に規定された児童が利用する場合は、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第 4 条第 1 項第 4 号に定める書類を添付し、福祉保健センター長に対し、障害児等受入加算助成の適用を申請する。

2 本市の保育所等を利用中であれば、前項第 1 号の規定を適用できるほか、特段の事情がある場合は、横浜市休日一時保育事業障害児等受入加算適用申請書（第 12 号様式）のみを用いて申請することができ、区分については、障害児等要綱で決定されたものと同様とする。

3 本市の保育所等を利用中で障害児等要綱に規定する障害児保育教育対象児童等の保育士・教諭の加配区分の認定を受けていない児童については、助成対象としない。

(障害児等受入加算助成の助成区分の決定及び請求)

第 35 条 福祉保健センター長は、前条の申請を受けたときは、障害児等要綱の規定に準じて、別表第 5 に掲げる障害児等受入加算助成の区分を決定する。なお、本市の保育所等を利用中で、横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱における障害児等受入加算支給対象児童の場合は、本事業においても同様の区分で決定すること。

2 福祉保健センター長は、前項の決定をしたときは、横浜市休日一時保育事業障害児等受入加算助成適用決定通知書（第 13 号様式）により、事業実施者に通知する。また、事業実施者は、当該通知書の写しを第 3 号様式に添付して市長に提出する。

3 障害児等受入加算助成の支給開始日は、福祉保健センター長が決定する。

(助成条件)

第 36 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 14 号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出すること。

なお、事業実施者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

附 則

（施行）

第 1 条 本要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

（横浜市休日保育事業実施要綱の廃止）

第 2 条 本要綱の施行に伴い、横浜市休日保育事業実施要綱は廃止する。

（経過措置）

第 3 条 本要綱施行の際、廃止前の横浜市休日保育事業実施要綱に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

2 本要綱の適用日前の休日保育の利用に係る助成金の支給の取り扱いについては、なお従前の例による。

3 本要綱施行の際、改正前の横浜市休日保育事業実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

4 本要綱施行の際、本要綱の改正前になされた手続その他の行為は、この要綱による施行後の要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（利用申請）

第 4 条 本要綱第 20 条における「年末年始保育については、事業実施者が定める日（利用希望日から最大 14 日前まで）までに申請するものとする。」については、平成 31 年 4 月 28 日（日）から 5 月 6 日（月）の大型連休中の保育にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛要請期間の延べ利用児童数について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う市からの登園自粛要請により、利用者の減少した事業実施者のための支援として、第 28 条第 1 項第 1 号で掲げる事業を実施する日数及び同項第 2 号に掲げる延べ利用児童数の算定方法は、それぞれ次のとおり取り扱う。
 - (1) 事業を実施する日数
令和元年 4 月から 6 月各月の事業を実施する日数と、令和 2 年 4 月から 6 月各月の事業を実施する日数を、各月毎に比較し、多い年度の月の事業を実施する日数を、令和 2 年 4 月から 6 月各月の事業を実施する日数とみなす。
 - (2) 延べ利用児童数
令和元年 4 月から 6 月各月の延べ利用児童数と、令和 2 年 4 月から 6 月各月の延べ利用児童数を、各月毎に比較し、多い年度の月の延べ利用児童数を、令和 2 年 4 月から 6 月各月の延べ利用児童数とみなす。
- 2 前項各号の算定方法により変更になった事業を実施する日数及び延べ利用児童数の取扱いは、第 31 条に掲げる基本助成及び他の助成の額が遡及して変更となった場合に準ずるものとする。
- 3 この要綱は、決裁日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 29 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

対象であることを証明する書類の例

被保護世帯	保護(開始)決定通知書、生活保護受給証明書、休日・夜間等診療依頼証
市民税非課税世帯 市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満世帯	世帯全員分の市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
ひとり親世帯	児童扶養手当証書、福祉医療証
多胎児（緊急・リフレッシュ利用のみ）	母子健康手帳、住民票

別表第 2

利用料等のガイドライン（上限）として、次のとおり定める。

また、被保護世帯・市民税非課税世帯等減免分助成、ひとり親世帯等減免分助成及び事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児減免分助成の額は、実際の利用料と、次の各区分に掲げる額のうち、いずれか低いほうの額とする。

区分		利用料	備考
全日分	3 歳児未満	3, 3 0 0 円（1 人・1 日 あたり）	<u>基本保育時間（8 時間）内の利用に上限として適用</u>
	3 歳児以上	1, 8 0 0 円（1 人・1 日 あたり）	
時間分	3 歳児未満	4 2 0 円（1 人・1 時間あたり）	<u>基本保育時間（8 時間）内の利用に適用。</u> <u>また、延長時間帯に適用</u>
	3 歳児以上	2 3 0 円（1 人・1 時間あたり）	
給食・おやつ代		4 0 0 円（1 人・1 日 あたり）	給食・おやつ等を提供した場合の徴収額

※給食・おやつ代には、18 時 30 分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

別表第 3

基本助成の額は、事業を実施する日数に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

なお、事業の開所時間により、8 時間実施施設又は 11 時間実施施設の単価を適用する。

基本助成	助成額（実施 1 日あたり）	
	8 時間実施施設	11 時間実施施設
	2 1, 2 3 0 円	2 8, 5 7 0 円

8 時間実施施設 : 事業実施時間が 8 時間以上 11 時間未満の施設
11 時間実施施設 : 事業実施時間が 11 時間以上の施設

別表第4

利用児童加算助成の額は、毎月の延べ利用児童数の年齢別内訳に応じて、次の各区分に掲げる額とする。

なお、事業の開所時間により、8時間実施施設又は11時間実施施設の単価を適用する。

助成額（11時間実施施設）	補助単価	
0歳（57日～6か月未満）	28,823	円
0歳（6か月以上）	13,338	円
1歳児～3歳児未満	8,168	円
3歳児以上	2,820	円

助成額（8時間実施施設）	補助単価	
0歳（57日～6か月未満）	21,144	円
0歳（6か月以上）	9,477	円
1歳児～3歳児未満	6,237	円
3歳児以上	2,500	円

なお、0歳児における月齢は、受け入れた月の月初時点での月齢で判断する。

別表第5

障害児等受入加算助成の額は、要支援の程度により、次の各区分に掲げる額とする。

区分	配置	児童1人あたり（日額）
A区分	1：1相当	12,060円
B区分	2：1相当	7,220円
C区分	3：1相当	4,690円
個別支援児童	－	3,660円
医療的ケア児	1：1相当	12,260円

別表第6

事業内容が緊急・リフレッシュである多胎児の利用があった場合、次に掲げる額を助成する。

児童1人あたり （日額）
300円

別表第 7

各手帳を所持している児童の加算区分については次のとおりとする。

(1 身体障害者手帳による加配基準表)

	障害種別	加配区分		
		A 重度 (1:1 相当)	B 中度 (2:1 相当)	C 軽度 (3:1 相当)
0・1・ 2 歳児 クラス	肢 体		1・2 級	3・4・5・6・7 級
	視 覚		1・2 級	3・4・5・6 級
	聴 覚			2・3・4・5・6 級
	音声・言 語			3・4 級
	内 部			1・2・3・4 級
3・4・ 5 歳児 クラス	肢 体	1・2 級	3・4 級	5・6・7 級
	視 覚	1・2 級	3・4 級	5・6 級
	聴 覚			2・3・4・5・6 級
	音声・言 語			3・4 級
	内部			1・2・3・4 級

(2 愛の手帳(療育手帳)による加配基準表)

A 重度(1:1 相当)	B 中度(2:1 相当)	C 軽度(3:1 相当)
A 1、A 2	B 1	B 2

(3 精神障害者保健福祉手帳による加配基準表)

手帳所持	C 軽度(3:1 相当)
------	--------------

(4 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証による加配基準表)

受給者証所持	個別支援
--------	------

横浜市休日一時保育事業 児童・家庭状況調書

年 月 日

施設長 様

申請者（住 所）

（氏 名）

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、休日一時保育事業を利用する児童について、児童・家庭状況調書を提出します。

1 児童住所氏名等

フリガナ 児 童 氏 名			
生 年 月 日	年	月	日（満 歳）
住 所	〒 市 区・町		
保護者氏名			
連 絡 先	自宅又は携帯電話	—	—
	勤 務 先 等	—	—
保育所等に 入所中の場合	☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育事業 ☐ 家庭的保育事業		
	施設名称：		
	利用開始年月日 年 月 日		
備考			

※ お子様が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、備考欄に記入していただくか、利用施設に直接お話しください。また、各手帳の写しをいただくことがありますのでご了承ください。

2 利用開始希望日

年 月 日

※ 保育実施の必要上、お子さまが在籍中の保育所等に対して、直近の保育状況等の照会や、休日中の保育状況についての情報提供を行うことがあります。このことについて利用者は、この調書の提出をもって同意したものとみなします。

横浜市休日一時保育事業 児童・家庭状況調書内容変更届

年 月 日

施設長 様

申請者 (住 所)

(氏 名)

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、休日一時保育事業を利用する児童について、児童・家庭状況調書内容変更届を提出します。

変更内容 (変更部分のみ記入)

(1) 児童氏名等

フリガナ 児 童 氏 名	
住 所	〒 市 区・町
保護者氏名	
連 絡 先	自宅又は携帯電話 ー ー 勤 務 先 等 ー ー
保育所等に入所中の場合	☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育事業 ☐ 家庭的保育事業
	施設名称：
	利用開始年月日 年 月 日
備考	

※ お子様が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合や判定機関等を利用している場合は、受入体制を整える必要があるため、備考欄に記入していただくか、利用施設に直接お話しください。また、各手帳の写しをいただくことがありますのでご了承ください。

横浜市休日一時保育事業 利用状況報告書

年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
（職氏名）

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、 年 月分の利用状況を次のとおり報告します。

施設名称	
------	--

- 1 利用状況 ※1 6時間以内の延べ利用人数を、カッコ内に内数として記入
※2 上記以外の対象児童には、要綱第9条第1項第2号に該当する児童の人数を記入

事業内容		延べ利用 児 童 数	年齢別内訳					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
一時 保育 対象 児童 ※1	非定型的保育	()	()	()	()	()	()	()
	緊急保育	()	()	()	()	()	()	()
	リフレッシュ保育	()	()	()	()	()	()	()
上記以外の 対象児童※2		()	()	()	()	()	()	()
合 計		()	()	()	()	()	()	()

- 2 実施日数 ※ 実施日数は、当月の日曜、祝日、年末年始のうち、事業を実施した日数を記入すること。利用者がなく、未実施とした日は含めない。
日

- 3 障害児等受入加算対象児童の利用状況

区分	延べ利用日数	備考
A 1:1	日	
B 2:1	日	
C 3:1	日	
個別支援	日	
医療的ケア児	日	

- 4 多胎児受入加算対象児童の利用状況【緊急・リフレッシュのみ】

区分	延べ利用日数
3歳児未満	日
3歳児以上	日

5 生活保護世帯に対する利用料減免の実施状況

年齢区分	対象件数	通常の利用料	実減免額
3歳児未満	人日	円	円
	時間	円	円
3歳児以上	人日	円	円
	時間	円	円
合 計		円	円

6 市民税非課税世帯に対する利用料減免の実施状況

年齢区分	対象件数	通常の利用料	実減免額
3歳児未満	人日	円	円
	時間	円	円
3歳児以上	人日	円	円
	時間	円	円
合 計		円	円

7 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯に対する利用料減免の実施状況

年齢区分	対象件数	通常の利用料	実減免額
3歳児未満	人日	円	円
	時間	円	円
3歳児以上	人日	円	円
	時間	円	円
合 計		円	円

8 ひとり親世帯等に対する利用料減免の実施状況

年齢区分	対象件数	通常の利用料	実減免額
3歳児未満	人日	円	円
	時間	円	円
3歳児以上	人日	円	円
	時間	円	円
合 計		円	円

9 多胎児に対する利用料減免の実施状況

年齢区分	対象件数	通常の利用料	実減免額
3歳児未満	人日	円	円
	時間	円	円
3歳児以上	人日	円	円
	時間	円	円
合 計		円	円

10 自然災害等により被災した世帯と認められた者に対する利用料減免の実施状況

年齢区分	対象件数	通常の利用料	実減免額
3歳児未満	人日	円	円
	時間	円	円
3歳児以上	人日	円	円
	時間	円	円
合 計		円	円

11 添付資料

- (1) 横浜市休日一時保育事業利用者名簿(第3号様式別紙)
 - (2) 要綱第25条第1項各号に該当することを証する書面の写し
 - (3) 横浜市休日一時保育事業 障害児等受入加算適用決定通知書(第13号様式)の写し
- 【届出期限】翌月15日まで 【提出先】こども青少年局 保育・教育給付課

(第3号様式別表)

横浜市休日一時保育事業 利用者名簿

施設名称

- 「1」被保護世帯
- 「2」非課税世帯
- 「3」ひとり親世帯
- 「4」多胎児世帯【緊急・リフのみ】
- 「5」市民税所得割合算額7万7,101円未満
- 「6」自然災害等により被災した世帯

西暦

年

月分

年度

番号	児童氏名 (カナ氏名)	生年月日 (西暦) 例 2024/4/1	※1 年齢	認可 等の 在籍	延　べ　利　用　日　数				延　べ　利　用　時　間					※2 利　用　日																																利用料 (総額)	給食お やつ代 (総額)	減免額	障害児等 受入加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					合計	非定型	緊急	リフレッ シュ	合計	非定型	緊急	リフレッ シュ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()					()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※1:当該年度の4月1日時点における年齢が自動入力されます。

※2:時間単位の場合は利用時間数を入力 （30分未満の利用は30分単位で切り上げとする）
例： 1時間15分⇒ 1.5 / 1時間45分 ⇒ 2

※3:障害児等受入加算助成の認定を受けている児童はA区分・B区分・C区分・個別支援・医ケアの別を入力

横浜市休日一時保育事業 助成金状況報告書

年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
職氏名

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、年 月分の基本助成及びその他の助成について、次のとおり報告します。

助成額 ￥ . —

1 実施施設名称等

施設名称	
適用単価	☐ 8時間実施施設 ☐ 11時間実施施設

2 助成額の内訳

助成内容	助成額	備考
基本助成	円	
利用児童加算助成	円	
多胎児受入加算助成【緊急・リフのみ】	円	
障害児等受入加算助成	円	
生活保護世帯減免分助成	円	
市民税非課税世帯減免分助成	円	
市民税所得割合算額7万7,101円未満世帯減免分助成	円	
ひとり親世帯等減免分助成	円	
多胎児減免分助成【緊急・リフのみ】	円	
自然災害等により被災した世帯減免分助成	円	
計	円	

3 基本助成の内訳

当月の実施日数	基本助成単価	助成額	備考
日	円	円	

4 利用児童加算助成の内訳

年齢区分	延べ人数	単価	助成額	備考
0歳6か月未満	人	円	円	
0歳6か月以上	人	円	円	
1歳児～2歳児	人	円	円	
3歳児以上	人	円	円	
計			円	

5 障害児等受入加算助成

配置	対象件数	単価	助成額	備考
1:1	延べ 人	× 12,060 円	左欄の合計 円	
2:1	延べ 人	× 7,220 円		
3:1	延べ 人	× 4,690 円		
個別支援	延べ 人	× 3,660 円		
医療的ケア	延べ 人	× 12,060 円		

6 多胎児受入加算助成【緊急・リフレッシュのみ】

年齢区分	対象件数	単価	助成額	備考
3歳児未満	人日	×	300 円	左欄の合計 円
3歳児以上	人日	×	300 円	

7 生活保護世帯減免分助成の内訳

年齢区分	対象件数	単価	減免額
3歳児未満	時間	×	円
3歳児以上	時間	×	円
合 計			円

8 市民税非課税世帯減免分助成の内訳

年齢区分	対象件数	単価	減免額
3歳児未満	時間	×	円
3歳児以上	時間	×	円
合 計			円

9 市民税所得割合算額 7 万 7,101 円未満世帯減免分助成

年齢区分	対象件数	単価	減免額
3歳児未満	時間	×	円
3歳児以上	時間	×	円
合 計			円

10 ひとり親世帯等減免分助成

年齢区分	対象件数	単価	減免額
3歳児未満	時間	×	円
3歳児以上	時間	×	円
合 計			円

11 多胎児減免分助成【緊急・リフレッシュのみ】

年齢区分	対象件数	単価	減免額
3歳児未満	時間	×	円
3歳児以上	時間	×	円
合 計			円

12 自然災害等により被災した世帯減免分助成

年齢区分	対象件数	単価	減免額
3歳児未満	時間	×	円
3歳児以上	時間	×	円
合 計			円

【届出期限】 翌月15日まで 【提出先】 こども青少年局 保育・教育給付課

横浜市休日一時保育事業 助成金請求書

横浜市長

(名 称)

(代表者)
(職氏名)

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、年度半期分の助成金に
ついて、次のとおり請求します。

請求額 ￥ . —

施設名称	
------	--

業者コード	口座	枝番							-						請求書番号									
振込先	銀行 ・ 信用金庫										支店	種目	普通 ・ 当座	口座 番号										
口座名義人																								

--

【届出期限】 上半期分：10月15日まで 下半期分：4月15日まで【提出先】 こども青少年局 保育・教育給付課
(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印を省略できません。

休日一時保育未実施日届

年 月 日

横浜市 区長

施設・事業所名
代表者氏名
電話番号

以下の日は休日一時保育を実施しませんので、休日一時保育未実施日届を提出します。

休日一時保育未実施日	理由

【提出期限】

原則、休日一時保育未実施日がある月の 2 か月前まで
4 月、5 月のみ休日一時保育未実施日がある月の前月 5 日まで

横浜市休日一時保育事業 実施届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
職氏名

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、休日一時保育事業実施届を提出します。

1 実施施設名称等

施設名称	
所在地	〒 横浜市 区

2 事業実施内容

事業開始日	年 月 日
適用単価	☐ 8 時間 実施施設 ☐ 11 時間 実施施設
実施時間①	①+②= 開所時間
延長時間②	時 分 ～ 時 分（時間） 朝 時 分 ～ 時 分 夕 時 分 ～ 時 分

3 利用者向け連絡先等

連絡先 (利用申請先)	電話	
	F A X	
受付時間		

4 利用料等

年齢区分	世帯階層	利用料（時間） （__:__～__:__） ※適用時間を記入のこと	給食・ おやつ代	延長利用料 朝（__:__～__:__） 夕（__:__～__:__） ※適用時間を記入のこと
3 歳児未満	その他	円/1h	円	円/1h
3 歳児以上	その他	円/1h	円	円/1h
※具体的に記入すること。設定しない場合は「－」を記入すること。				
右欄には、上記のほか徴収する実費分や、利用料を別の方法で設定する場合に、その方法及び利用料などを具体的に御記入ください。				

※ その他参考資料（利用者向け案内や料金表等）があれば、添付してください。

※ 開所時間、利用者向け連絡先等、利用料等はこども青少年局ホームページで公表します。

【届出期限】 事業開始月の前月10日まで 【提出先】 各区こども家庭支援課

横浜市休日一時保育事業 実施内容変更届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
職氏名

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、休日一時保育事業実施内容変更届を提出します。

1 実施施設名称等

施設名称	
所在地	〒 横浜市 区

2 事業実施内容（変更する項目について、変更前後の内容を記載すること。）

事業変更適用日	年 月 日
	変更前
適用単価	☐ 8時間実施施設 ☐ 11時間実施施設 → ☐ 8時間実施施設 ☐ 11時間実施施設
延長時間	朝 時 分～ 夕 ～ 時 分 → 朝 時 分～ 夕 ～ 時 分

3 利用者向け連絡先等（変更する項目について、変更前後の内容を記載すること。）

連絡先 (利用申請先)	電話 FAX	→	電話 FAX
受付時間		→	

3 利用料等（変更する項目について、変更前後の内容を記載すること。）

3歳児 未満	利用料	円/日	→	円/日
	給食・おやつ代	円		円
	延長利用料	円/1h		円/1h
	時間単位利用料	円/1h		円/1h
3歳児 以上	利用料	円/日	→	円/日
	給食・おやつ代	円		円
	延長利用料	円/1h		円/1h
	時間単位利用料	円/1h		円/1h

5 変更理由等

※ その他参考資料（利用者向け案内や料金表等）に変更があれば、添付してください。

【届出期限】 変更月の前月10日まで 【提出先】 各区子ども家庭支援課

横浜市休日一時保育事業 廃止届

年 月 日

横浜市 区長

事業実施者 (所在地)

(名 称)

(代表者)
(職氏名)

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、休日一時保育事業廃止届を提出します。

1 実施施設名称等

施設名称	
所在地	〒 横浜市 区

2 事業廃止日

年 月 日 (事業を実施する最終日の日付)

3 廃止理由

--

横浜市休日一時保育事業 助成金差額内訳報告書

年 月 日

横浜市長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
職氏名

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、年度 半期分の助成金の差額について、次のとおり報告します。

助成差額 ￥ . —

1 実施施設名称

施設名称	
------	--

2 差額が生じた理由（該当するもの全てにチェック）

☐ 適用する単価区分の訂正	☐ 利用料減免に係る訂正
☐ 利用児童数の訂正（人数）	☐ 障害児等受入加算の新規認定
☐ 利用児童数の訂正（年齢）	☐ 障害児等受入加算の適用区分の訂正
☐ その他（ ）	

3 助成金差額の内訳

助成項目		差額	備考
基本助成	月～ 月分	円	
利用児童加算助成	月～ 月分	円	
障害児等受入加算助成	月～ 月分	円	
多胎児受入加算助成 【緊急・リフのみ】	月～ 月分	円	
生活保護世帯減免分助成	月～ 月分	円	
市民税非課税世帯 減免分助成	月～ 月分	円	
市町村民税所得割合算額が 7万7,101円未満世帯減免分助成	月～ 月分	円	
ひとり親世帯等減免分助成	月～ 月分	円	
多胎児減免分助成 【緊急・リフのみ】	月～ 月分	円	
自然災害等により被災した世帯 減免分助成	月～ 月分	円	
計		円	

施設名称	
------	--

《差額の積算根拠》

(1) 基本助成

対象月	当初の確定内容			訂正後の内容			差額
	単価区分	実施日数	確定額	単価区分	実施日数	確定額	
月	時間	日	円	時間	日	円	円
月	時間	日	円	時間	日	円	円
月	時間	日	円	時間	日	円	円
月	時間	日	円	時間	日	円	円
月	時間	日	円	時間	日	円	円
月	時間	日	円	時間	日	円	円
合計			円			円	円

(2) 利用児童加算助成

対象月	当初の確定内容			訂正後の内容			差額
	単価区分	児童数	確定額	単価区分	児童数	確定額	
月	時間	0歳児(6か月未満)	人	時間	0歳児(6か月未満)	人	円
		0歳児(6か月以上)	人		0歳児(6か月以上)	人	
		1歳児～3歳児未満	人		1歳児～3歳児未満	人	
		3歳以上児	人		3歳以上児	人	
月	時間	0歳児(6か月未満)	人	時間	0歳児(6か月未満)	人	円
		0歳児(6か月以上)	人		0歳児(6か月以上)	人	
		1歳児～3歳児未満	人		1歳児～3歳児未満	人	
		3歳以上児	人		3歳以上児	人	
月	時間	0歳児(6か月未満)	人	時間	0歳児(6か月未満)	人	円
		0歳児(6か月以上)	人		0歳児(6か月以上)	人	
		1歳児～3歳児未満	人		1歳児～3歳児未満	人	
		3歳以上児	人		3歳以上児	人	
月	時間	0歳児(6か月未満)	人	時間	0歳児(6か月未満)	人	円
		0歳児(6か月以上)	人		0歳児(6か月以上)	人	
		1歳児～3歳児未満	人		1歳児～3歳児未満	人	
		3歳以上児	人		3歳以上児	人	
月	時間	0歳児(6か月未満)	人	時間	0歳児(6か月未満)	人	円
		0歳児(6か月以上)	人		0歳児(6か月以上)	人	
		1歳児～3歳児未満	人		1歳児～3歳児未満	人	
		3歳以上児	人		3歳以上児	人	
月	時間	0歳児(6か月未満)	人	時間	0歳児(6か月未満)	人	円
		0歳児(6か月以上)	人		0歳児(6か月以上)	人	
		1歳児～3歳児未満	人		1歳児～3歳児未満	人	
		3歳以上児	人		3歳以上児	人	
合計			円			円	円

※行数が不足する場合は、適宜行を追加して使用すること。

(3) 障害児等受入加算助成

対象月	配置	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	助成額	児童数	助成額	
月	1 : 1	人	円	人	円	円
	2 : 1	人		人		
	3 : 1	人		人		
	個別支援	人		人		
	医ケア	人		人		
月	1 : 1	人	円	人	円	円
	2 : 1	人		人		
	3 : 1	人		人		
	個別支援	人		人		
	医ケア	人		人		
月	1 : 1	人	円	人	円	円
	2 : 1	人		人		
	3 : 1	人		人		
	個別支援	人		人		
	医ケア	人		人		
月	1 : 1	人	円	人	円	円
	2 : 1	人		人		
	3 : 1	人		人		
	個別支援	人		人		
	医ケア	人		人		
月	1 : 1	人	円	人	円	円
	2 : 1	人		人		
	3 : 1	人		人		
	個別支援	人		人		
	医ケア	人		人		
月	1 : 1	人	円	人	円	円
	2 : 1	人		人		
	3 : 1	人		人		
	個別支援	人		人		
	医ケア	人		人		
合計			円		円	円

(4) 多胎児受入加算助成

対象月	単価区分	当初の確定内容		訂正後の内容			差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	確定額	
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
月	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	時間	3歳児未満 3歳児以上	円	円
		人			人		
合計			円			円	円

(5) 生活保護世帯減免助成

対象月	年齢区分	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
合計			円		円	円

(6) 市民税非課税世帯減免助成

対象月	年齢区分	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
合計			円		円	円

(7) 市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯に対する利用料減免分助成

対象月	年齢区分	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
合計			円		円	円

(8) ひとり親世帯等減免分助成

対象月	年齢区分	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
合計			円		円	円

(9) 多胎児減免分助成

対象月	年齢区分	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
合計			円		円	円

(10) 自然災害等により被災した世帯減免分助成

対象月	年齢区分	当初の確定内容		訂正後の内容		差額
		児童数	確定額	児童数	確定額	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
月	3歳児未満	人	円	人	円	円
		時間	円	時間	円	
	3歳児以上	人	円	人	円	
		時間	円	時間	円	
合計			円		円	円

※行数が不足する場合は、適宜行を追加して使用すること。

横浜市休日一時保育事業 助成金差額（追加）請求書

(代表者)
(職氏名)

年度 半期分の助成金の

【届出期限】 遡及して差額（追加）請求額が生じた場合速やかに 【提出先】 こども青少年局 保育・教育給付課
（留意事項） 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印を省略できません。

(第12号様式)

横浜市休日一時保育事業 障害児等受入加算適用申請書

年 月 日

横浜市

福祉保健センター長

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者）
（職氏名）

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、障害児等受入加算の適用について、次のとおり申請します。

施 設 名 称	
---------	--

児童氏名 生年月日	施設長所見※ ¹	区分※ ²	備考
		☐ 既加算費支給 児童（保育所等入 所中）	
・			
・			
・			
・			

※¹ 児童の状況について、加配の必要性及びその程度を具体的に記入すること。横浜市内の保育所等（保育所、認定こども園、幼稚園（給付対象のみ）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業）を利用中の児童については、未記入で可。

※² 横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に規定する児童状況書（同要綱第1号様式）及び児童状況確認書（同要綱第2号様式若しくは第2号様式の2）並びに施設長所見に基づき、同要綱に掲げる保育士配置（1：1加配、2：1加配、3：1加配）の必要性に応じて、A・B・Cのいずれかを記入すること。
なお、横浜市の保育所等を利用しておらず、医療的ケアが必要な児童について申請する場合は、医療的ケア児童状況書（同要綱第1号様式-2）、医療的ケア依頼書（同要綱第6号様式）、医療的ケア指示書（同要綱第7号様式）、医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）（同要綱第8号様式）に基づき、医療的ケア児童と記載すること。
障害児・医療的ケア児童ともに、横浜市の保育所等を利用中の児童については、区分は未記入で可。

注）横浜市障害児等の保育・教育実施要綱第3条第1号ア、イ、ウに規定された児童については、各手帳の写しを添付すること。横浜市の保育所等を利用中の児童については未添付で可。

【届出期限】 該当者の利用があった場合速やかに 【提出先】 各区こども家庭支援課

(第13号様式)

横浜市休日一時保育事業 障害児等受入加算適用決定通知書

年 月 日
第 号

事業実施者（所在地）

（名 称）

（代表者） 様

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、障害児等受入加算の適用について、次のとおり決定しましたので、通知します。

施 設 名 称				
児童氏名 生年月日	申請上の 適用区分	決定した 適用区分	支給開始日	備考※
・				
・				
・				
・				
・				

※ 備考欄には、申請年月日や、申請上の加算区分と決定した加算区分が異なる場合にその理由を記載する、横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱における障害児等受入加算支給対象児童である場合はその旨を記載するなど、事務上の連絡欄として使用してください。

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

横浜市休日一時保育事業実施要綱に基づき、 年度横浜市休日一時保育事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

記

1 横浜市休日一時保育事業実施要綱第35条に基づく休日一時保育助成金の確定額

¥ . -

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(助成金返還相当額)

¥ . -

3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書関係書類 (写し)
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表 (写し)

積算内訳報告書

- 1 施設名
- 2 代表者職氏名
- 3 施設の所在地
- 4 助成金事業名
- 5 助成金確定額

- 6 概要
 - (1) 消費税の申告 “無”
 - (2) 消費税の申告 “有”

ア 助成金の使途の内訳

区分		課税仕入				非課税仕入	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳							
	計						

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額